

令和2年第2回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

令和2年8月4日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第62号 令和2年度西郷村災害情報伝達システム備品購入について
- 日程第 4 議案第63号 公立学校情報機器整備費補助金事業令和2年度施工児童生徒用タブレット購入について
- 日程第 5 議案第64号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第65号 西郷村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 閉会

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船貞君	参事兼 企画政策課長	福田修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防災課長	緑川浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福祉課長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	大倉昇君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開会と開議の宣告

- 議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回西郷村議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。

本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（真船正康君） それでは早速、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に11番矢吹利夫君、12番上田秀人君の兩名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（真船正康君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

- 議長（真船正康君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第62号～議案第65号）

- 議長（真船正康君） それでは、日程第3、議案第62号より日程第6、議案第65号までの議案4件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

- 議長（真船正康君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。  
村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明を申し上げます。  
提出議案は、議案第62号「令和2年度西郷村災害情報伝達システム備品購入について」ほか、契約1件、人事案件2件の計4議案でございます。  
議案第62号では、「令和2年度西郷村災害情報伝達システム備品購入について」であります。村民の安全・安心を守るための防災・減災事業として実施する災害情報伝達システム整備事業に係る戸別受信機等の購入について、議会の議決に付すべき財産の取得案件であるため、議決を求めるものであります。  
次に、議案第63号「公立学校情報機器整備費補助金事業令和2年度施工児童生徒用タブレット購入について」であります。ICT活用による全ての子どもたちの学びを保障できる環境整備に係る児童生徒用タブレットの購入について、議会の議決に付すべき財産の取得案件であるため、議決を求めるものであります。  
続きまして、議案第64号及び議案第65号「西郷村農業委員会委員の任命につい

て」であります。前農業委員会委員が、令和2年7月19日をもって任期満了となったことに伴い、新たに任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提案の議案の大要でございますが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正康君） 次に、議案第62号に対する細部説明を求めます。

防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 細部説明の前に、今回提出の議案第62号の議案について、経過をご説明申し上げます。

本議案につきましては、議会の議決を付さなければならない案件である予定価格1,500万円以上の不動産または動産の買入れ、または売払いに該当するもので、本来、6月議会に議案として上程すべきものでございました。

今回、取得いたしますシステムの備品につきまして、議決を要する動産の取得に該当する案件であることへの解釈の誤りにより、6月定例会での上程に至らず、今臨時会での上程となったものであります。

本案件の議案提出に際し、不手際がありましたことをおわび申し上げます。

申し訳ございませんでした。

（防災課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第63号に対する細部説明を求めます。

学校教育課長。

（学校教育課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第64号及び議案第65号に対する細部説明を求めます。

農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、日程第3、議案第62号に対する質疑を許します。

13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 13番。議案第62号について質疑します。

説明によりますと、この落札した業者だけがここに載っていることなんですよね。それで、この入札に何社が参加したのか、また、金額が幾らだったのか。そういう競争入札ですから、ここに何も書いていないということは、我々の判断をするのに非常に不備であるとそういうことで、私、この会社だけが入札したのか、その点をお聞きします。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

今回の入札に参加した業者でございますが、今回、制限付き一般競争入札としまして、応札は1社でございます。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、応札は1社であるということなんですが、応札1社ということは、ここに記することはいいですね。今回、この件に限らず、複数の応札業者があっても議案の中に記されていないんですよね。入札の結果調書、議会の最後に見ますが、以前は参加業者の金額等を記載されていた。今、応札だけの業者の金額しか書いていないんですよね。以前は、いろいろ議会のそのことについて告発されたという経緯があります。それ以来、執行部はどうもその辺、何かつつかれるのが嫌だとかそういうことで、私の推測ですが、そういうことで我々にそういう情報を開示していない、これは問題だと。その辺どういうふうに今後取り扱っていくのか、これ村長に考えをお聞きします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

いつも入札終わりますと、入札状況調書を議会のほうに提出しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） いや、その調書の中に応札が1社ならば、それは仕方がないけれども、入札に参加した業者が金額を幾ら提示して契約に至らなかったというのは、それは分かるわけですよ。相手の競争者が何ぼで金額をしたのかと。そういうことで我々が理解する、そういうことを得られるんですが、何も書いていないと判断できないわけですね。ただ結果のみ、この会社がこの仕事を請け負いましたと、そういうことでは、そういうプロセス、幾らその入札の場で札を入れてどうのこうのとそういうことも全然分かんないわけですね。その点、どういうふうに考えているのか。

恐らく、今まで全然競争者がいなかったということはないでしょう。これ基本的な問題ですから、判断がつかない。議会としても我々も判断できないですよ。最後のチェック機関である議会がそういう「このように決まりました」、今はこれ応札1社だけだから、それは納得できますが、複数のそういう入札に参加した業者が果たしてどれだけの金額を入れたのか判断しようがないでしょう、我々は。その辺どう考えているんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今回のこの件につきましては、一般競争入札ということで告示しまして、結果的には1社だったということを説明したということでありますので……（不規則発言あり）はい。（不規則発言あり）はい。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 以前の佐藤前村長の時代に、それ以前にもずっと調書、それに記載されたんだけど、ある日突然、その部分だけが削除された。村長も分かるはずんだけど、その経緯は皆さん、私、分かるんですが、これ議会からいろいろ入札

について告発されて、あるいは原発の請負業者の問題なんですけど、そういうことで、それ以来、今度は難しいそういうことを報告をしなくなった。これおかしいんじゃないのって、以前から私、疑問に思っていたんですが、その辺は今後どういうふうにするのか。

ただいまの第62号については、応札する業者が1社しかいないから、それは納得します。しかし、全部が全部そういうふうになることはないでしょう。その辺きちっとしてもらわないと、議会としても判断の材料がないと非常に不透明である、そういうことなんです。これちょっと考えるいとまがないですか。いや、この議案については、私は納得するよ。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 基本的には入札がありますと、その入札業者名と金額を入れた状況調書は提出することになっておりますので、今回は別ですけれども、そういう状況になっております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） そういう、今、村長の言われたこと、しかし、あとの何社がこの入札に参加したのかと。札を入れる金額が3社でも4社でもいい、以前はそういうふうに、佐藤村政の途中まではそういうふうに記載されていたんですよ。それで、なるほどきちっとやっぱりそれなりの手続を踏んでやっているんだなと。でも、これ、入札を取った業者だけが金額出ている、何々会社がこの仕事を請け負いましたと、それだけではその入札そのもののプロセスというのは我々は分かんないんでしょう、いきなりこういうこと出されてもね。その辺、もう遡ってどうしようもないですから、今後、高橋村政はどういうふうにこれを、きちっと透明性のあるそういう行政を運営していくのには、私はこれはきちっと不可欠だと。何ら我々がこの問題に対して無理難題を言っているつもりはありません。その辺、どうなんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

入札につきましては、公平公正にやっておりますから、情報開示ということで状況調書は記載して今後はやっていきますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） これ平行なので、公平公正にやっているって言ったって、口ではそりゃあね。そんな口で言われて、我々、ああそうですか、そんな生易しい問題じゃない。やっぱりきちっと、そこには何社が入札して、この会社が一番金額が低かったから指名しました、そういうことを何で書かないんだと。ただ公平公正にやりましたで、そんなこと言われて、はいそうですかといかないでしょう。それはそういうことをきちっと間違いのないように、そりゃあ信じたいですけども、しかし、いろいろ世の中たまにそういうことがいろんな事件として出てくるわけですよ。

それが、また議会がこれは当たり前のこととしてやったら、これは我々も非常に怠慢な議会運営だと、これ言われても仕方ない。ではここはきちっとこれからどうする

か、村長の判断を求めます。それによって我々もいろいろ考えがありますから、どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおり、今後はきちんと記載してまいります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、村長から今後はきちっとそういう記載して出すということで、分かりました。

終わります。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ありませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第62号について質疑いたします。

今、13番議員が入札状況を示したらいいかということで質疑しましたが、今までの経験からいうと、入札状況ですか、入札した状況を議案の中に提示したという経緯が大半にあったということをおも記憶しています。これからは、ぜひ入札状況を参考として出すべきだなとおも思っております。

それで私から聞きたいのは、なぜ補正予算で9億何千万円かの予算が上がっていて、全家庭にこの防災無線ですか、デジタル式のやつが設置されると聞いていたんですが、今回、何か一般家庭に入りそうなこのシステムも100台しか入らないような状況になっているようですが、なぜそのような変更になったのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

今回のシステムの備品購入1,500台ということで、全世帯の配布というような形にはなっておりません。今回のシステムは、スマートフォン等のアプリを活用しまして情報を伝達するシステムとなっております。その関係で、今後、村民の方々のスマートフォンをご利用させていただいて、そちらで情報を発信するような形になっておりますので、どうぞご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） OA機器が進んでいて、スマートフォンに伝達されると。大変ありがたい世の中だなとおも思いますが、私はスマートフォン持っていません。誰を対象にしてのスマートフォンか。今まであったものがなくて、どうぞスマートフォンでお願いしますと。年齢のいっている人が人口割からいってどれくらいの人口になっているかも私では定かではありませんが、どの辺を対象にしてスマートフォンでこのシステムがすばらしいものになるのか、それを課長に聞いたって分かんないと思うんですね。

それでは、別角度から言うと、今は平和かもしれませんが、Jアラートがスマートフォンに鳴って、そして、家にいる人は全然知らない。知ったからって逃げるわけもいかないんですね。ですから、なぜ全世帯に入るものを……

○議長（真船正康君） 14番大石議員。

Jアラームじゃなくて、Jアラート。訂正。

○14番（大石雪雄君） 失礼しました。Jアラートね。アラームで失礼しました。

全世帯に入っていれば、確かにJアラートが鳴ったとしても、間に合っていないと思うんですが、例えばなんですけれども、なぜ9億円からこのような2億円くらいの予算に変更した第1番目の理由は何なんだか、村長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員のご質疑にお答えいたします。

最初、どの辺を対象にしているかということでありましたけれども、これは全村民を対象にしております。議員おっしゃるように、スマートフォンを持っていない方の中には確かにおりますけれども、まずはスマートフォンによる、どこでもいつでも情報が入るというメリットがありますし、（不規則発言あり）はい。そういうことで今回こういう情報システムを導入するということでもあります。

また、9億円から変更でこれだけになったということでもありますけれども、当初、全戸配布も考えていたんですけれども、スマートフォンにできるだけ移行させたいという気持ちもありまして、どうしても必要な方には戸別受信機をお貸しするというのも考えておりますので、併せてご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） どうしても必要な人にはお貸しします。100台ですよ。

1,500台も施設に入るでしょう、みんな。その他の必要とする世帯は100世帯しかないんですよ。8,000近い世帯のうちの100世帯で、私にも貸してください貸してくださいと言われたらば、どうするんですかね、これ。

確かにスマートフォンに入って、時代にマッチしたやり方もあると思うんですが、今般、水害があつて、何というんですか、連絡の不徹底がすごく問題になってますよね。そして、私は誇りに思っているのは、防災無線が全世帯に入っているということが、すごく私は西郷に住んでいるということを誇りに思っています。ほかの方が例えば私の家に来て、昼になって防災無線で放送になると、ええっ西郷はすごいんですね、こういうのもあるんですかと言うんですね、何なんですかこれはって。それがスマートフォンで連絡というか、危機対応を位置づけるのはいいんですが、連絡の徹底というものは全ての世帯に入っているからこそ、コロナウイルスで村長が皆さん注意してくださいという放送をするにも、全ての面で生きているんです、やはりね。

ですから、無駄になってもいいから、こういうものは全ての世帯に入れるべきだと私は思うんです。予算は全て効果を生まなきゃならないんじゃない。災害に対応するためには、やはり必要性を感じると思うので、今後さらに随時でいいから、全世帯に入るように予算を計上しながら、やっていくべきだと思うんです。

もう1点は、6月にちゃんとしっかりと全世帯の分を予算を上げておいて、何でここに来てこういうふうにも縮小したのか、最後の質疑として聞きたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。



○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

これ二転三転しました、確かに。最小限ということで戸別受信機を考えていましたけれども、ある時期には全世帯という考えもしました。でも、今後のこういうIT事業を考え、それから情報の相互通信、いつでもどこでも、我々は出ていますので、そういうことで、そういう変更、1,500台に変更しましたけれども、必要な方がいれば、また話をしまして、また予算の中で増やすということも考えていきますし、そんなことをご理解を賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 結論から申し上げますと、6月の補正で9億円何がしの予算を取っておいて、いざ購入しようかとしたら、この金額の分しか購入していないと。そして、その購入した分の1世帯別に見ると100世帯しか入らない、あとはあらゆる施設に入って設置されていくということなんですね。ですから、予算取ったら、予算取った分は購入すべきじゃないんですか。

○議長（真船正康君） 14番大石議員、今、6月定例会とありましたが、（不規則発言あり）3月議会。

○14番（大石雪雄君） 3月に取って、じゃ、それ何で下ろしたんだべね。議決しちゃったやつだからどうしようがないけれども。

とにかく村長、全世帯に入るように努力したほうがいいんじゃないんですか。何かあったときに、何で防災無線、防衛省から予算もらって入れてあったのに、デジタルになったら当初予算で取って補正で下ろして、いざ入る戸数を見たら100世帯しか入らないと。村長、よく考えて、もう一度考え直してみてもどうですか。

ということで質疑を終わります。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ございませんか。

7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 鈴木勝久でございます。

議案第62号「令和2年度西郷村災害情報伝達システム備品購入について」質疑いたします。

まず、この2億2,825万円。このお金はどういうお金かというか、どういうところから出てくるお金でしたか、再確認したいんですけれども。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

西郷村災害情報伝達システムの整備事業の財源でございますが、今回、緊急防災・減災事業債ということで、充当率100%、交付税措置率70%、そちらを活用しながら、今回のシステム整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 積算数量表というところに細かく内訳があります。その中で気になったのですが、1,500台がこの中に計上されて、戸別受信機として1,500台

分、単価が8万4,230円で載っているんですけども、次の次の表に、全体概要というところに1台当たりの8万4,230円の内訳があるんですけども、この中で通信料10年分を前金でこの事業者には払わなきゃならないという感じに受け取ったんですけども、これは、通信料は本来どこに払う金額で、この8万4,000円の中は、これの見方とすると事業者には前払いとして払っておく金額なのか、この通信料がちょっと分かんないんですけども、ここはどのように理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回の8万4,230円、この中に通信料が入っております。これは10年分入っていますので、この中で処理するような形にはなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 通信料は本来どこに払うお金なんですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回の導入システムでございますが、NTT-AT（アドバンステクノロジー）株式会社の中のシステムのアット・インフォカナルというような形で、システムのほうの構築を行っているところです。この通信費はNTTの通信費になると思います。

よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） ちょっと今の説明だけで分からないんですけども、その前の質疑とかぶりますけれども、なぜ、NTTに払うんでしょうけれども、この企業に前もって10年分払っておかなきゃならないのかというのがちょっと分かんないんですけども、単価にはこれを含めた金で、この企業というか、今、入札した企業に払うことになっているような見積りの出し方ですよね。その前金として10年分払わなきゃならないというこのシステムというか、お金の払い方がちょっと不思議に思うんですけども、その説明をいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回のシステムでございますが、今回のシステム、機械とそのシステムの通信費の10年分がセットというような形で購入するような形になっておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） セット分で10年分というのは、ちょっと納得いかないんですけども、機械分だったら分かるんですけども、機械分とか取付料とか、このSIMカードですか、これだったら分かるんですけども、この通信分をセットに入れるという、この意味がちょっと理解できないんです。

今、3番議員ともそこでしゃべっていたんですけれども、通信費って普通は使った後の請求ですよね。普通、一般的な常識というか、一般的に。前払い制度があるとしても、1年分前払いして1か月分割引するとか、そういう制度とかもあるかもしれないですけれども、本来ですと使った後に請求が来て支払うというのが一般常識的なんですけれども、10年分も、それも1,500台分ですか、これを前払いしなきゃならないというのはちょっと理解できないんですけれども、入札というか入札のときとか、その企業とかしゃべったとき、会社としゃべったとき、その問題は触れなかったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回のシステムの機器でございますが、この機器の中で今回の通信費も込みの機械というような形で今回入札のほうをしております。ただ、10年後にこの機械が、更新の台数によりますが、1,500台更新すれば、当然その1,500台の通信料もまたかかってくるわけでございますが、このシステムが1,000台とか500台とか数が減れば、その通信費もまたそこで削減できるような形となっております。

ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 言っている質問とそちらからの答弁が全然ちぐはぐでかみ合いません。このやり方というのは、一般常識では誰が見ても誰が聞いてもおかしいと思うんじゃないかと思えます。ですから、この前払いという、その10年分がどうしてもこれ本当に理解できません。

もう一つ言いますと、今、応札したのが1社だって言いましたけれども、この伝達システムを導入するとき、大分さっき言った交付金とか補助金が今年いっぱいだという時間に追われて、無理してというか、急いでこのシステムを導入したという経緯がありまして、入札というか、契約自体をもうちょっと計画的にやって、もっといろんな方法で入札というか、契約の仕方があると思う。

ですから、もっと金額面もシステム面も、システムの方は大分勉強したというのは説明で聞きましたけれども、契約について、金額的にもうちょっと競争させて、私たち商売人はそうなんですけれども、一円でも安い金額、今、一般の人もそうですね。インターネットを使ったり、そういう情報をいろいろ入れて、安いところ安いところから一般の方も買っている。

税金です。ですから、それ以上に神経をとがらせてというか、神経をそこに集中させて税金を一円でも安く無駄に使わないような方法で、この次もそうなんですけれども、何か期日が決まっているから今やらなきゃならないって急がされてやっている、そういう嫌いが契約には結構見られるんで、今回も期間がここまで決められて契約しているような嫌いがあって、地元の人にやってもらうのも結構なんですけれども、もっと金額的に単価が安いところないのかなとか、内容的に充実しているのかなという、時間的に余裕を持ってこういう契約をしていただきたいなと思っております。

先ほど14番議員がおっしゃったんですけれども、その他必要とする世帯、必要世帯への設置のところの無償貸与、ここに100世帯ありますよね。その他必要とする世帯、この100世帯のその他必要とする世帯、この内容というか、その他必要とする世帯とはどういうものか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回の西郷村災害情報伝達システム整備事業でございますが、必要世帯への設置、避難行動要支援者がいる世帯1,117世帯、生活保護世帯75世帯、その他必要とする世帯でございますが、先ほど質疑の中でもございましたとおり、機器、スマートフォン等がなく、どうしても必要である場合には無償対応というような形で今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） この100世帯というのは、どこから出てきた数字なんですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

計算等はしてはおりませんが、およその数ではございます。今後も聞き取り等を行いながら、このシステムの導入に努めてまいりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 例えば、100世帯で間に合わなかった、そこから30世帯、40世帯と増えてきた場合、再度、今回契約する業者とこの単価で随意的に契約するのでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

今回の入札の単価でございますが、今後もこの単価で契約できるか、業者の方もありますので、その辺をお話をしながら前に進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） この専用户別受信機というのは、日本製なんですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

日本製でございます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 以上で終わります。どうも失礼いたします。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ございませんか。

9番藤田節夫君。

○ 9 番（藤田節夫君） 9 番藤田です。

議案第 6 2 号に対して質疑を行います。

受信機の件ですけれども、これは避難行動要支援者がいる世帯ということになって  
いますけれども、障がい者の世帯で、何ですか、聴力障がいを持っている世帯がある  
と思うんですけれども、この受信機から見ると、この 1 種類かなと思うんですけれど  
も、そういった対応は考えているのでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

聴力障がい者の方に今回のシステムでございますが、スマートフォンのほうであれ  
ば、文字で情報の方を発信できるようなシステムとなっております。受信機のほうは  
音声となっておりますので、確かに目で見ないと聴力障がい者の方はちょっと難しい  
部分はあるんですが、今回の受信機に関しては音声という形になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 9 番藤田節夫君。

○ 9 番（藤田節夫君） 音声だけということなんですけれども、今こういった時代なんで、  
利用者もそういったところに対応できるやつがあるのかなと思うんですけれども、よ  
く火災報知器なんかは、ピカピカとか目で見えたらば火災だなというのが分かるよう  
になっているんですね。こういった機械もそういったシステムがあると思うんで、こ  
れから高齢化社会を迎えるに当たって、高齢者にも難聴が大分増えていますんで、今  
後になりますけれども、ぜひその辺も検討していただきたいと思っています。

それと、これ以前聞いたんですけれども、今までの受信機、今まで使った受信機、  
あの対応をもう一度どうしたらいいのか、各家庭で。以前は何か公民館に持っていく  
という話したんですけれども、もう一度その辺お聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

現在使用しておりますシステムの回収の件でございますでしょうか。はい。今後、  
考えていかなくはいけない部分でございます。今年度の、今回のシステムは今年度  
構築するような運びとなっております。その後、今使用しておりますシステムでござ  
いいますが、先ほど藤田議員がおっしゃいましたとおり、公民館等に回収箱を設置しま  
して、そちらのほうにご持参いただくような、今考えをしているところでございます。  
以上でございます。

○議長（真船正康君） 9 番藤田節夫君。

○ 9 番（藤田節夫君） 今、設置してある場所は、業者が来て設置していったと思うんで  
すけれども、結構場所が高いところに設置してあるんですよ。これを村民の方に外  
して持ってこいと言われても、なかなか難しい面もあるんで、そういったところの対  
応もちょっと考えていただきたいと思っておりますけれども、お聞きいたします。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

そういった高いところにあるような危険な場所等がございましたら、ちょっとご相談いただきながら今後進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 9番藤田節夫君。

○9番（藤田節夫君） ご相談いただきたいと言うより、こっちから積極的にそういった撤去方法ですか、そういったこともやっぱり考えていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「令和2年度西郷村災害情報伝達システム備品購入について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで、次に移る前に午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、日程第4、議案第63号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 議案第63号について質疑いたします。

今回の児童生徒タブレット購入ということでお伺いしますけれども、その中で児童生徒、私もこれ調べていたら本当にぴったしの人数なんですね、補助金ということで。そういうことですので、万が一壊れた場合どのようにぴったしで対応するのか、また、転入者が来た場合はどういう、すぐ購入できるといっても事前に準備してあるのか伺います。

また、あと1つ、補助率は何%になっているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） ただいまの矢吹議員の質疑にお答えいたします。

1点目、予備の部分は準備してあるのかということなんですが、現在、今回購入す

る部分は、議員おただしのとおり、子どもたちの数ちょうどの部分だけを購入する予定であります。ただ、各学校のほうに昨年度、コンピューター室のほうにパソコンのほうを各学校6台ずつ配置してありますので、もし緊急の場合にはそちらのほうで授業とかも受けてもらうことは十分可能であります。

ただ、今後、転入生、転校生とかが出てきたりする場合もありますので、そちらにつきましては、今後予算化をして購入のほうを計画している予定であります。

2点目、補助率ですが、こちらのほうは3分の2の部分、3分の2が国庫補助金で補助率になっております。（不規則発言あり）はい、3分の2です。3分の2が補助率です。（不規則発言あり）はい。また、残り3分の1につきましては、今回の地方創生臨時交付金のほうで予算のほうを計上することになっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

今、いろいろ課長の話で聞いたんですけれども、例えば転入の場合、壊れた場合はまだ聞いていないんですけれども、転入の場合は事前に分かるから、それなりの準備はできますけれども、壊れた場合は代用ができなければ、ちょうど、その場合は予備にあるのかということでもちょっと答えを。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 壊れた場合なんですけど、一応メーカーのほうで1年間は無償で保証がございますので、壊れたり、何か不具合が出た場合のほうは、メーカーのほうで保証していただくことになっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） メーカーのほうで保証は何年になっておりますか、そして、授業中壊れた場合は代用はすぐ持ってきてもらうのか、再度伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） メーカーのほうの保証は原則1年です。すぐ対応してもらおうというのも契約の中に当然含まれておりますので、はい。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） そういうことで不備のないように対応して、授業の子どもさんのいいことだと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ございませんか。

7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 7番鈴木勝久です。

議案第63号「公立学校情報機器整備費補助金事業令和2年度施工児童生徒用タブレット購入について」、質疑いたします。

資料後ろのほうについています今回のタブレット、iPadということなんですけれども、これは村が指定したタブレットなんですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 鈴木議員のただいまご質疑にお答えいたします。

今回、文部科学省のほうでは3機種の機械（コンピューター）のほうを提示しております。その中で西郷村では、アップル社のiPadのほうを指定させていただきました。iPadのほうを選んだ理由でございますが、小学生低学年でも操作がしやすいということと、あと現在、学校で使用している学習用のパソコンとも連携しやすいというようなことでiPadのほうを指定させていただきました。

以上です。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 最初からiPad、アップル社なんですけれども、最初にアップル社にしたのは、じゃ、何でアップル社にしたんでしょうか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 学校の先生方のほうとも、今回導入するに当たり、いろいろな話を聞かせていただきました。その中でやはりiPadが子どもたちが一番使いやすいであろうということで、iPadのほうを指定させていただきました。

以上です。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 単純に使いやすいということですね。

今、日本全国的にタブレット購入が各自治体で大分急いで購入しようとしておる動きが見られます。それで、これ令和3年3月31日までということになっているんですけれども、期間、今年中には入らないと思うんで、いや分かんないですけれども、その状況について説明願います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） ただいま、まだ仮契約の状態ですので、正式な発注等はありませんが、ただ、業者のほうに準備という形で進めていただいて、その状況を確認してみますと、年内、遅くても10月か11月ぐらいには納品できるのではないかなというような話は聞いております。

以上です。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 先ほども契約について13番の方からもおっしゃっていましたが、この契約の方法、どのぐらいの告知とどのような方法ですね。どのような告知とどのぐらい、何社ぐらいの入札になったか、その辺をお知らせください。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） 今回、指名しました業者は6社おります。6社のうち3社は辞退ということでございます。その中で、あぶくま教育さんが最低価格、安いということであぶくまさんのほうに今回決定したわけです。（不規則発言あり）辞退じゃなくて、3社のほうですか。あぶくま教育、株式会社エフコム、有限会社水野教材社、こちらのほうが入札のほうをさせていただいております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。



○7番（鈴木勝久君） それで、i P a dということをごちら側から指名して、入札されたということですね。はい、分かりました。

以上です。

○議長（真船正康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「公立学校情報機器整備費補助金事業令和2年度施工児童生徒用タブレット購入について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第64号に対する質疑を許します。

13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 無記名投票でお願いします。

○議長（真船正康君） 動議、無記名。

そのほかに議員の方いらっしゃいますか、賛同される方。

（「質疑を終結させてください」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 無記名投票でお願いします。

○議長（真船正康君） ただいま議案第64号「西郷村農業委員会委員の任命について」、13番後藤功君より無記名投票による採決の要求がありました。

ほかに無記名投票による採決に賛成する方は挙手お願いします。

（挙手1名）

○議長（真船正康君） 挙手1名であります。

挙手1名であり、したがって、2名以上から無記名投票による採決の要求がありますので、西郷村会議規則第82条の規定に基づき、この採決は無記名投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（真船正康君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番秋山和男君、11番矢吹利夫君、12番上田秀人君の3名を指名します。

これから投票用紙を配ります。

ここで念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対とみなされますので、十分にご注意願います。

（投票用紙配付）

○議長（真船正康君） 投票用紙、配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（真船正康君） 異状ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

○議長（真船正康君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

秋山和男君、矢吹利夫君、上田秀人君は開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（真船正康君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票

有効投票15票です。

有効投票のうち、賛成15票です。

15票でございますから、反対は0票でございます。

以上のおおり、決定となりました。

したがって、議案第64号「西郷村農業委員会委員の任命について」は原案のおおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第6、議案第65号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

13番後藤功君。

○13番(後藤 功君) 無記名投票。

○議長(真船正康君) ただいま議案第65号「西郷村農業委員会委員の任命について」、  
13番後藤功君より無記名投票による採決の要求がありました。

ほかに無記名投票による採決に賛成する方は挙手願います。

(挙手3名)

○議長(真船正康君) 挙手3名であります。

したがって、2名以上から無記名投票による採決の要求がありますので、西郷村会議規則第82条の規定に基づき、この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(真船正康君) ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番後藤功君、14番大石雪雄君、15番鈴木武男君の3名を指名します。

これから投票用紙を配ります。

ここで念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対とみなされますので、十分にご注意願います。

(投票用紙配付)

○議長(真船正康君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人の方、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(真船正康君) 異状ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

○議長(真船正康君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

後藤功君、大石雪雄君、鈴木武男君は開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(真船正康君) 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票

有効投票 14 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち、賛成 14 票、反対 0 票です。

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、議案第 65 号「西郷村農業委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎閉議の宣告

○議長(真船正康君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

よって、議長において整理いたします。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(真船正康君) 以上をもちまして、令和 2 年西郷村議会第 2 回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 56 分)